

令和6年 第8回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月7日 午前9時25分から午前11時10分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

4 欠席委員

5 議事日程

第1 仮議席の指定について

第2 会長の互選について

第3 会長代理の互選について

第4 議席の決定について

第5 議事録署名人について

第6 幸手市農地利用最適化推進委員の選考について

第7 協議事項

- ・担当案件の割当てと総会当日の現地確認について
- ・各種協議会委員の選出について

6 事務連絡

7 その他

- ・互助会について

8 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 加藤照樹 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午前9時25分

◆局長

皆様、おはようございます。

定刻より早いですが、全員揃いましたので、ただいまから令和6年第8回幸手市農業委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます事務局長の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の総会につきましては、農業委員会委員の任期満了後、最初に行われます総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項のただし書に基づきまして市長が招集させていただきます、皆様にお集まりいただきました。

それでは、初めに、任命書の交付を行いたいと存じます。

交付に当たりましては、市長から皆様へ手渡しをさせていただくところではございますが、本日、市長は公務のため、和栗副市長より任命書をお渡しさせていただきます。

それでは、副市長お願いいたします。

◆副市長

副市長の和栗です。本日はよろしくお願いいたします。

(農業委員14名に委嘱状交付する)

◆局長

皆様の任期については3年間となりますので、3年間どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、和栗副市長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

副市長、よろしくお願いいたします。

◆副市長

(副市長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

申し訳ございませんが、和栗副市長につきましては、この後公務がございますので、この場で退席させていただきます。

(副市長退席)

それでは、引き続き総会に移らせていただきますが、会場の準備をしますので、休憩時間とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

それでは、再開させていただきます。

本日の出席については14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議

定足数に達しておりますので、会議は成立していただきますことをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、次第の5議事日程に移らせていただきます。

議事進行につきましては、改選後、最初の総会のため会長が不在ですので、議長となる会長が選出されるまでは臨時議長を選出し、議事進行をお願いすることを事務局から提案いたします。

臨時議長の選出に当たっては、市議会に倣いまして地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員をお願いしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、出席委員の中で熊谷委員さんが最年長でございますので、熊谷委員に臨時議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◆臨時議長

おはようございます。ただいま事務局からご指名をいただきました熊谷でございます。

会長が選出されるまで臨時議長として務めさせていただきますので、皆様のご理解とご協力、よろしくお願い申し上げます。

では、着座のまま議事を進行させていただきます。

議事日程第1仮議席の指定についてを議題とします。

本議席を決める前に仮議席を指定します。

現在着席いただいている席を仮議席として指定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、これで進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議事日程第2会長の互選についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっております。互選の方法につきましては、投票による選挙や指名推薦などがございますが、いかがいたしましょうか。

〇〇番〇〇委員。

◆委員

今回半数以上の方々が新任ということで、お互いに顔とか人物像は分からないかと思っておりますので、幸手市の農業の推進及び農業委員会を引っ張っていただける方を指名推薦という形で決めていくのは、いかがでしょうか。

◆臨時議長

ただいま指名推薦というお話をいただきました。選出方法は指名推薦により行うこと

にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、指名推薦に決定します。

どなたか推薦はございませんか。

〇〇番〇〇委員。

◆委員

この件につきまして、前会長の船川委員にお願いしたいと思えます。

理由といたしましては、農業法人を立ち上げて経営の合理化に努め、地域の農業の担い手として、また、農業振興、環境保全に多大なる貢献をしております。

また、中間管理機構を利用して土地の集約化などに努めており、農業経営の合理化の取り組みや方法などを会議において提言しております船川委員が適任ではないかと思えます。

◆臨時議長

ただいま船川委員を推薦いただきました。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議ないものと認め、6番の船川委員を農業委員会会長に決定しました。

船川委員、会長のご就任のご挨拶をお願い申し上げます。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆臨時議長

以上で臨時議長の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

会長と席を交代いたしますので、少々お時間をいただきたいと思います。

(臨時議長、会長と交代)

◆会長

それでは、議長ということで議事を進めさせていただきます。

議事日程第3会長代理の互選についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理する」との規定に基づき、委員の皆様の互選により会長代理を選出していただくものでございます。

互選の方法につきましては、会長選出と同じく選挙や指名推薦などの方法がございますが、いかがいたしましょうか。

〇〇番〇〇委員。

◆委員

会長代理ということで、会長を補佐するとともに、農業委員会の活動を会長とともに

一緒に盛り上げていただける方を指名推薦で決めていただくということでいかがでしょうか。

◆会長

ただいま指名推薦によってはどうかという意見がございました。ご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、指名推薦に決定します。

どなたかの推薦はございますか。

〇〇番〇〇委員。

◆委員

松島委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

◆会長

ただいま松島委員ということで意見が出ました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしということで、松島委員にお願いしたいと思います。

松島委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事日程第4議席の決定についてを議題とします。

議席の決定につきましては、幸手市農業委員会会議規則第6条の規定によりくじで定めさせていただきたいと思います。

くじを引く順番は、仮議席順とします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、ただいまから議席を定めるくじ引きを行います。事務局が順番に回りますので、着席したままでくじを引いていただきたいと思います。

(議席を定めるくじ引き)

ただいまくじ引きが終わりました。

事務局から発表させていただきますので、よろしく申し上げます。

◆事務局

では、1番から順番に発表させていただきます。

1番新井智子委員、2番松島政雄委員、3番船川由孝委員、4番伊丹栄委員、5番植竹一寿委員、6番石川広委員、7番野川博委員、8番江森敦夫委員、9番熊谷隆夫委員、10番倉持昭夫委員、11番増田隆司委員、12番眞中一夫委員、13番山中栄委員、14番増山勝一委員となります。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、議席が決定しましたので、恐れ入りますが、机の上にあるご自分の名札を

お持ちになって、番号の席へ移動をお願いします。

(決定した議席へ移動・着席)

皆様には、議席順に御着席いただきましたので、順次自己紹介をお願いしたいと思います。

1番の委員からお願いいたします。

◆委員

(各委員 自己紹介)

◆事務局

(事務局 自己紹介)

◆会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き議事を進めます。

議事日程第5議事録署名人についてを議題とします。

幸手市農業委員会会議規則第11条第2項の規定により、私から指名申し上げます。

議席順とさせていただきます、1番新井委員と2番松島委員をお願いしたいと思います。

続きまして、議事日程第6幸手市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議事日程第6幸手市農地利用最適化推進委員の選考について、ご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の任期につきましては、農業委員の任期満了の日までとなっておりますので、今回の農業委員の改選に併せまして、現6名の農地利用最適化推進委員の方も改選となります。このため、農地利用最適化推進委員の募集を行い、6名の応募がございましたので、本日はこの6名を農地利用最適化推進委員の最終候補者として決定してよいかをご審議いただくものでございます。

なお、農地利用最適化推進委員の定数は6名で、委嘱については、8月27日の総会で議決をいただき、委嘱をさせていただく予定でございます。

まず、農地利用最適化推進委員についてご説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員は、農業委員の皆様とは別に、農地利用の最適化を推進するために設置されるもので、農業委員会が各推進委員の担当する区域を定めて委嘱することとなっております。

農地利用最適化推進委員の役割といたしましては、担当区域において、担い手への農地集積の推進、遊休農地の発生防止・解消の推進など農地利用の最適化の推進のための現場活動を農業委員の皆様と協力して行うほか、農業委員会総会で意見を述べていただ

きます。

では、お手元の農地利用最適化推進委員選考資料をご覧くださいと存じます。

幸手市におきましては、農地利用最適化推進委員の担当地区は、お手元の資料のとおり、幸手地区、行幸地区、上高野地区、権現堂地区、吉田地区、八代地区の6地区で、委員の定数は各地区1名ずつの計6名となっております。

今回の募集においては、各地区に1名ずつ計6名の応募がございました。

それでは、各地区の候補者の方のご紹介を簡単にさせていただきます。

(各地区の委員候補者紹介)

本日この場におきましては、ただいま申し上げました6名の方につきまして、最終候補者としてよいかのご審議をいただければと存じます。

説明は以上となります。

◆会長

ありがとうございました。

議事日程第6 幸手市農地利用最適化推進委員の選考について、農地利用最適化推進委員の候補者決定につきまして、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、農地利用最適化推進委員の候補者については、この6名を候補者として決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、この6名で決定しました。

議事日程第7 協議事項を議題とします。

まず、1点目の担当案件の割当てと総会当日の現地確認についてになります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

まず、農業委員会総会についてご説明させていただき、1点目の担当案件の割当てと総会当日の現地確認についてをご説明申し上げます。

資料「令和6年度開催予定日」をご覧くださいと存じます。

農業委員会総会は、月に1回程度、表記の日程で開催されます。総会におきまして皆様にご審議いただくことはたくさんございますが、主な議事となります農地法3条による農地の権利移動や農地法第4条及び第5条による農地転用等の許認可に関することについてご説明させていただきます。

農地法第3条の権利移動、農地法第4条、第5条の農地の転用等の申請の受付につきましては、毎月市の農業委員会の窓口で10日締めで申請を受付させていただいております。その後、皆様にご参集いただいた総会に諮らせていただき、総会での議決後、第

3条の権利移動は農業委員会で許可をさせていただき、第4条、第5条の農地転用につきましては、市の農業委員会の総会の意見書を添付させていただいた後、県の春日部農林振興センターに進達後、埼玉県知事の許可となります。

申請のあった案件につきましては、皆様に調査を行っていただきますが、案件ごとに担当委員を割当てさせていただき、担当委員が総会までに現地確認や関係者に話を聞くなどの調査をし、総会において意見を述べていただいております。

担当案件の割当てにつきましては、まず、議事進行の観点から、船川会長及び利害関係を有しない方ということで、熊谷委員と野川委員以外の11名の委員の方で議席の順番に担当調査をお願いしたいと考えております。

なお、月ごとの案件数や申請の地区、場所によっては、担当委員の順番を前後させていただくこともございます。

担当委員の方が申請者の方に直接話などをお聞きしてご確認いただく際、自分の担当地区でないところになる場合もございます。その際、地元ではないため、いろいろご心配もあるかと思っておりますので、場合によっては地元の委員の方にお手伝いをお願いして進めていただいているところでございます。

続きまして、総会当日ですが、通常は午後3時開催で、開催前に現地確認をお願いしております。こちらの現地確認についてでございますが、会長及び中立の委員1名、それ以外の委員の内2名と事務局でお願いしております。

また、先ほど会長より議事録署名人について指名がありました。こちらにつきましては、農業委員会に関する法律により、総会を開いた場合は議事録を作成し、ホームページ等で公開しなければならないということで、農業委員会に関する法律第33条で規定されておりますことから、事務局で議事録を作成し、委員の皆様が事務局が作成した議事録をご確認いただき、会長及び会長よりご指名をいただいた方2名に署名をいただいてホームページで公開するという流れでございます。

議事録校正におよそ2か月前後時間を頂戴しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◆会長

ただいま説明をしていただきましたが、担当案件の割当てと総会当日の現地確認について、何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

では、担当案件の割当てについてですが、事務局案で進めるということではいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、担当案件の割当てを事務局案のとおり順番制で行うことに決

定します。

次に、総会当日の現地確認についてですが、事務局案のとおり行うということでいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、事務局案のとおりに行うことに決定します。

次に、2点目の各協議会委員の選出について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、各協議会委員の選出についてご説明申し上げます。

資料「各協議会委員の選出について(案)」をご覧ください。

まず、こちらに記載されている5つの各協議会について、説明をさせていただきます。

まず、農業振興協議会についてでございますが、農業振興地域の整備に関する事項や農業振興に関する事項等を市長の諮問に応じて協議する協議会となっております。主に農用地からの除外について協議しておりまして、年2回8月及び12月の開催を予定してございます。

なお、今年度につきましては、農用地区域の見直しを行っております都合上、開催が未定となっております。

2つ目の地域農業再生協議会につきましては、経営所得安定対策や米の需給調整の推進、農地の利用集積や耕作放棄地の再生利用に関する事、担い手の育成・確保に関する事などの事業を行う協議会でございます。こちらは、年1回5月の開催を予定してございます。

3つ目の農業後継者対策協議会につきましては、農業後継者対策の総合的な育成方針などの計画の樹立、後継者対策の推進に関する事項を協議する協議会でございます。こちらは、年1回5月の開催を予定してございます。

4つ目の環境保全型農業推進協議会についてでございますが、こちらは環境保全型農業の普及を図るため、農業用廃プラスチックの回収、水稻減農薬、減化学肥料栽培に関わる事業などを行う協議会でございます。こちらは、年1回5月の開催を予定してございます。

最後の農業技術銀行運営協議会についてでございますが、こちらは農作業受託の円滑化と適正作業料金を決定するために、必要な事項を協議する協議会ございまして、年1回4月の開催を予定してございます。

ただいま申し上げました5つの協議会に農業委員会から延べ15名が委員となっておりますこととさせていただきます。このたびの改選に伴いまして、これらの役員も任期満了となりましたことから、各協議会へ農業委員会の委員の皆様から推薦をさせていただくものでございます。

(事務局より、各協議会への推薦者数及び推薦方法を説明し、選出者名を提示)

まず、農業振興協議会は、船川会長及び松島会長代理にお願いいたします。

続きまして、地域農業再生協議会は、伊丹委員にお願いいたします。

続きまして、農業後継者対策協議会は、船川会長、新井委員、石川委員、野川委員、江森委員にお願いいたします。

続きまして、環境保全型農業推進協議会は、船川会長、熊谷委員、倉持委員、増田委員にお願いいたします。

最後に、農業技術銀行運営協議会は、船川会長、眞中委員、山中委員にお願いいたします。

以上です。

◆会長

ただいま説明をしていただきましたが、各協議会委員の選出について、何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

では、各協議会委員の選出について、事務局から示された案でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、選出案のとおり決定します。

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5の事務連絡に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

続きまして、次第6のその他に移らせていただきます。

(事務局から互助会について説明を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりましては、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午前11時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年11月26日

臨時議長 熊谷 隆夫

議 長 船川 由孝

署名委員 新井 智子

署名委員 松島 政雄